

I P通信網サービス契約約款 (OCN)

別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

目次 (略)

第1章～第2章 (略)

第3章

第5条～第19条 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章

(第2種契約者からの通知)

第35条 第2種契約者は、接続契約者回線等、光アクセス回線 [\(料金表第1表\(料金\)に規定するタイプ3であってOCN光withフレッツ利用規約を締結するもの及びタイプ8を除きます。以下本条において同じとします。\)](#)、DSL回線について、第8条(第2種契約申込みの方法)に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。第2種契約者がその通知を行わなかった場合は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない場合があります。その場合であっても第27条(定額利用料等の支払義務)第2項第3号の規定により、第2種契約者は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

2 (略)

(注) (略)

第36条～第38条 (略)

目次 (略)

第1章～第2章 (略)

第3章

第5条～第19条 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章

(第2種契約者からの通知)

第35条 第2種契約者は、接続契約者回線等、光アクセス回線、DSL回線について、第8条(第2種契約申込みの方法)に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。第2種契約者がその通知を行わなかった場合は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない場合があります。その場合であっても第27条(定額利用料等の支払義務)第2項第3号の規定により、第2種契約者は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

2 (略)

(注) (略)

第36条～第38条 (略)

～2024年3月31日

2024年4月1日～

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信又は保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1～8</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>1～3 (略)</p> <p>4 タイプ8のコース2のプラン2 <u>又は</u>プラン3は、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことはできません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1～8	(略)	備考	<p>1～3 (略)</p> <p>4 タイプ8のコース2のプラン2 <u>又は</u>プラン3は、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことはできません。</p>
区 別	内 容						
タイプ1～8	(略)						
備考	<p>1～3 (略)</p> <p>4 タイプ8のコース2のプラン2 <u>又は</u>プラン3は、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことはできません。</p>						
(2)～(3)	(略)						

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信又は保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1～8</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>タイプ3のコース1のメニュー1のプラン8</u> <u>又は</u> <u>タイプ8のコース2のプラン2</u> <u>若しくは</u> <u>プラン3</u>は、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことはできません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1～8	(略)	備考	<p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>タイプ3のコース1のメニュー1のプラン8</u> <u>又は</u> <u>タイプ8のコース2のプラン2</u> <u>若しくは</u> <u>プラン3</u>は、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことはできません。</p>
区 別	内 容						
タイプ1～8	(略)						
備考	<p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>タイプ3のコース1のメニュー1のプラン8</u> <u>又は</u> <u>タイプ8のコース2のプラン2</u> <u>若しくは</u> <u>プラン3</u>は、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことはできません。</p>						
(2)～(3)	(略)						

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(4) タイプ3の
区分に係る料金の
適用

タイプ3には、次の区分があります。

ア (略)

イ 最低利用期間による区別

区 分	内 容
メニュー1	最低利用期間があるもの
メニュー2	最低利用期間がないもの

(4) タイプ3の
区分に係る料金
の適用

タイプ3には、次の区分があります。

ア (略)

イ 最低利用期間による区別

区 分	内 容
メニュー1	最低利用期間があるもの
メニュー2	最低利用期間がないもの

備考

1 メニュー1の最低利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月とし、最低利用期間内に第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除（第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除を除きます。）があったときは、当社が定める期日までに、同表に規定する違約金を支払っていただきます。

<u>区分</u>	<u>違約金</u>
<u>コース1のメニュー1</u>	<u>5,000円</u> <u>(不課税)</u>

～2024年3月31日

2024年4月1日～

ウ アクセス回線の細目等による区別

タイプ3に係る光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに限ります。）の品目及び細目等による区別は、次表のとおり東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する当社以外の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に規定する品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとします。

(ア) コース1のメニュー1に係るもの

コース2のメニュー1

8,000円

(不課税)

コース3のメニュー1

8,000円

(不課税)

ただし、当社は、次に掲げる場合に限り違約金を請求しませ
ん。

a メニュー1内での細目又は区分等の変更をしたとき

b タイプ8への細目又は区分等の変更をしたとき

c 違約金を請求しないと当社が判断したとき

(注) 第2契約者がaの変更を行った場合の最低利用期間
は、現在の最低利用期間の起算を引き継ぎます。

ウ アクセス回線の細目等による区別

タイプ3に係る光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに限ります。）の品目及び細目等による区別は、次表のとおり東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する当社以外の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に規定する品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとします。

(ア) コース1のメニュー1に係るもの

～2024年3月31日

2024年4月1日～

区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別	
	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン 1～ プラン 6	(略)	(略)

(イ)～(エ) (略)

エ 通信プロトコルによる区別

区分	内容
(略)	(略)
備考	

区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別	
	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン 1～ プラン 6	(略)	(略)
<u>プラン 8</u>	<u>メニュー-5-1のII-1型の10Gb/s品目のプラン3のプラン3-1のもの</u>	<u>メニュー-5-1の10Gb/s品目のもの</u>
	<u>メニュー-5-2のII-1型の10Gb/s品目のもの</u>	<u>メニュー-5-2の10Gb/s品目のもの</u>
備考 <u>1 プラン8はOCN 光 with フレッツ利用規約を締結する場合に限り提供します。</u>		

(イ)～(エ) (略)

エ 通信プロトコルによる区別

区分	内容
(略)	(略)
備考	

～2024年3月31日		2024年4月1日～			
	<p>1 通信プロトコルによる区別を適用する第2種オープンコンピュータ通信網サービスは当社が指定するところによります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>オ (略)</p>		<p>1 通信プロトコルによる区別を適用する第2種オープンコンピュータ通信網サービスは当社が指定するところにより、<u>コース1のメニュー1のプラン8は、IPv4 over IPv6(IPoE)タイプのみ提供します。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>オ (略)</p>		
(5)～(12)	(略)	(5)～(12)	(略)		
<u>(13) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</u>	<p><u>ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3のコース1のメニュー1、コース2及びコース3に限ります。)には、最低利用期間があります。</u></p> <p><u>(ア) 最低利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月とします。</u></p> <p><u>(イ) 第2種契約者は、(ア)に規定する最低利用期間内に最低利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除(第17条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除を除きます。)があったときは、当社が定める期日までに、同表に規定する違約金を支払っていただきます。</u></p> <table border="1" data-bbox="383 1409 1034 1469"> <tr> <td><u>区分</u></td> <td><u>違約金</u></td> </tr> </table>	<u>区分</u>	<u>違約金</u>	<u>(13)</u>	<u>削除</u>
<u>区分</u>	<u>違約金</u>				

～2024年3月31日		2024年4月1日～							
	<table border="1"> <tr> <td><u>タイプ3のコース1のメニュー1</u></td> <td><u>5,000円（不課税）</u></td> </tr> <tr> <td><u>タイプ3のコース2</u></td> <td><u>8,000円（不課税）</u></td> </tr> <tr> <td><u>タイプ3のコース3</u></td> <td><u>8,000円（不課税）</u></td> </tr> </table> <p><u>(ウ) 当社は、(イ)の規定にかかわらず、次に掲げる第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1のメニュー1、コース2又はコース3に係るものに限ります。）の細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があった場合に限り、違約金を請求しません。</u></p> <p><u>a タイプ3のコース1のメニュー1、コース2又はコース3への細目又は区分等の変更をしたとき</u></p> <p><u>b タイプ8への細目又は区分等の変更をしたとき</u></p> <p><u>c 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて(19)欄のア欄の定期利用を契約したとき</u></p> <p><u>d 違約金を請求しないと当社が判断したとき</u></p>	<u>タイプ3のコース1のメニュー1</u>	<u>5,000円（不課税）</u>	<u>タイプ3のコース2</u>	<u>8,000円（不課税）</u>	<u>タイプ3のコース3</u>	<u>8,000円（不課税）</u>		
<u>タイプ3のコース1のメニュー1</u>	<u>5,000円（不課税）</u>								
<u>タイプ3のコース2</u>	<u>8,000円（不課税）</u>								
<u>タイプ3のコース3</u>	<u>8,000円（不課税）</u>								
(14)～(18)	(略)	(14)～(18)	(略)						

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(19) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 第2種契約者(タイプ3のコース1(プラン7に係る者を除きます)、コース2又はコース3に係る者に限ります。以下本項において同じとします。)から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します(以下「新2年割」といいます。)

区 分	定額利用料の減額 (月額)
(略)	(略)

(ア) (略)

(イ) (略)

区 分	違約金
(略)	(略)

(ウ)～(エ) (略)

イ～エ (略)

(20)～(29)

(略)

(19) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 第2種契約者(タイプ3のコース1(プラン7に係る者を除きます)、コース2又はコース3に係る者に限ります。以下本項において同じとします。)から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します(以下「新2年割」といいます。)

区 分	定額利用料の減額 (月額)
(略)	(略)
タイプ3のコース1のメニュー1のプラン8	150円(165円)

(ア) (略)

(イ) (略)

区 分	違約金
(略)	(略)
タイプ3のコース1のメニュー1のプラン8	1,650円(不課税)

(ウ)～(エ) (略)

(20)～(29)

(略)

～2024年3月31日

2024年4月1日～

1-2 料金額

1-2-1 (略)

1-2-2 定額利用料

(1)～(2) (略)

(3) タイプ3のもの

ア コース1のもの

(ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン1～7	(略)
備考 (略)	

(イ) (略)

(4)～(7) (略)

1-2-2～1-2-8 (略)

第2 (略)

第2表～第4表 (略)

1-2 料金額

1-2-1 (略)

1-2-2 定額利用料

(1)～(2) (略)

(3) タイプ3のもの

ア コース1のもの

(ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン1～7	(略)
<u>プラン8</u>	<u>1,800円 (1,980円)</u>
備考 (略)	

(イ) (略)

(4)～(7) (略)

1-2-2～1-2-8 (略)

第2 (略)

第2表～第4表 (略)